市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: 尼崎市暴力団排除条例の一部改正

(副題)

(副題) 	
局課名: 	危機管理安全局危機管理安全部生活安全課
施策の目的	市条例で「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を実現するため、市条例により効果的な暴力団事務所の排除を規定することで、本市の暴力団排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、市民の安全で平穏な生活の確保、青少年の健全な育成の保護及び事業者や団体による社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。
現状∙背景	○平成25年に暴力団排除に係る基本的な考え方や取組を規定した尼崎市暴力団排除条例を制定し、事務事業からの暴力団の排除を推進してきた。 ○平成27年には、暴力団の分裂騒動を契機に対立組織間の抗争状態に陥った。 ○暴力団の抗争が激化したことを受け、平成30年に暴力団の排除を目的に市民を中心とした暴力団追放推進協議会が発足され、活発な排除活動が行われてきた。 ○本市として、市民による暴力団排除活動の費用面を支援するため、平成31年に尼崎市暴力団排除活動支援基金を設置し、住民による適格団体訴訟等に係る費用の一部等の支援を行ってきた。 ○令和元年に発砲事件が発生したことを受け、令和2年に公安委員会が本市域全域を特定抗争警戒区域に指定した後、市内2カ所で相次いで発砲事件が発生したことから、県警察本部に対し対策強化を求める申入れを行った。 ○当時暴力団事務所として認定されていなかった暴力団関連施設の買取りを実施するなど、
	官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和4年9月には、本市内の暴力団事務所はゼロになった。 〇令和2年から現在に至るまで特定抗争警戒区域の指定は解除されておらず、新たな取組を実施し暴力団排除活動を推進するには、既存の尼崎市暴力団排除条例を見直し、改正する必要がある。
課題	○今後は新たに暴力団事務所を作らせない取組を実施していくなど、暴力団排除活動の更なる推進を図る必要がある。 ○市全域を事務所運営禁止区域に規制することは、県条例の上乗せ規制となるため、県条例との調整を要する。
施策の策定にあたっ ての考え方	○暴力団排除活動の更なる推進を図るため、市民団体や弁護士等で構成された「尼崎市暴力団排除活動推進会議」において、条例改正を含めた市の暴力団排除活動への意見交換を実施している。 ○市条例を改正することで、市の事務事業だけでなく、市全域からの暴力団排除に取り組むとともに、本市に進出を許さない姿勢を対外的に示す。
意見を聴取する ポイント	○尼崎市暴力団排除条例を改正するにあたり、市が取り組むべき暴力団対策について、広く市民の皆様のご意見を募る。 (現在の検討内容) ・市全域で暴力団事務所の運営規制を規定すること ・運営規制に違反した場合は暴力団事務所の使用差止訴訟の提訴などの実効性を担保すること ・市が主体的に暴力団事務所の排除に取り組むこと ・関係各所と連携が取れる体制を構築すること
市民意向調査 (ステップ2) の実施手法	令和5年10月10日(火)から10月27日(金)まで市ホームページにおいて意見募集を行う。
お問い合わせ先	危機管理安全局危機管理安全部生活安全課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F 電話番号(TEL) 06-6489-6502 ファクス(FAX) 06-6489-6686 メールアドレス(Eメール) ama-seikatsuanzen@city.amagasaki.hyogo.jp